教育資料１

令和８年　第１回定例会　文教警察委員会　説明資料

１　教職員の懲戒処分について　・・・

茨城県教育委員会
Ibaraki Prefectural Board of Education

教育庁総務企画部総務課、教育庁学校教育部義務教育課

１　教職員の懲戒処分について

不祥事の内容	対象職員	処分内容		処分年月日
		対象職員	管理監督者	
令和８年度県立中学校及び中等教育学校入学者選抜における適性検査時間中の対応	学校教育部長	減給(1/10) １月	教育長 減給(1/10) ２月相当を自主返納	R8. 2. 6
	高校教育課長	戒告		
体罰等	古河市内・小学校 講師　49歳　男	減給(1/10) １月	戒告	R8. 2. 20

【状況報告】東海村立中学校教員の逮捕事案について　　《被逮捕者》男性講師（32歳）

〇事案の概要

・R7(2025)年11月６日　児童買春・ポルノ禁止法違反（提供）の疑いで愛知県警が逮捕（その後、盗撮等の容疑で３回逮捕）

・R8(2026)年２月６日　名古屋地方裁判所にて第１回目の公判が行われ、現在も裁判は継続中。

〇罪状：児童買春、ポルノ禁止法違反（提供・製造）、性的姿態撮影等処罰法違反（盗撮）、建造物侵入の疑い　等

・逮捕（５回）… R7(2025)年11月６日、12月10日、R8(2026)年１月21日、２月16日、３月10日

・起訴（４回）… R7(2025)年11月26日、12月26日、R8(2026)年２月10日、３月６日

2　教員の安定的な確保について

1　臨時的任用教員の正規教員への転換について

課題

○教員の志願者が減少しており、教員の確保が困難（育休産休の代替教員の確保も必要）

○約1,700人の臨時的任用教員（任期6カ月以内）を雇用しており、
①未経験、経験の短い教員の増加
②児童生徒との信頼関係の構築
③育休産休の代替教員が見つからないと欠員状態が長期化　が課題

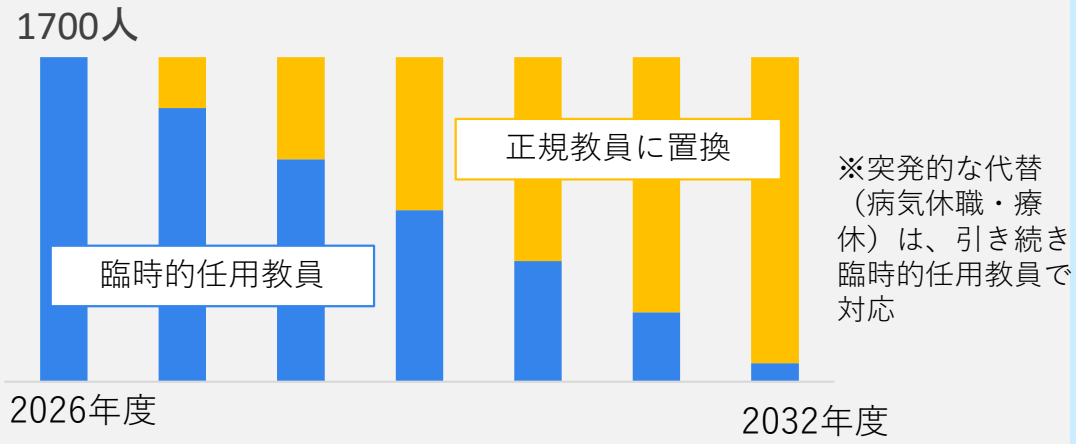
○一方、約1,700人を正規教員化すると県の費用負担が増加（年間25億円）

対策

○これまで、教員選考試験制度を大きく見直し
県外試験会場（東京、大阪）、教職専門試験の廃止

○教員を安定的に確保するため、臨時的任用教員で代替している枠を2032年度までに**正規教員に置き換える**方針を決定

○新たに、来年度から、「臨時的任用教員を対象とした特別選考」や「小学校体育専科教員の採用」を実施



●臨時的任用を正規教員に変えるメリット

児童生徒	継続的な指導による教員との信頼関係
学　校	代替教員を探す負担の減少 学年主任など重要な業務の分担
教　員	安定的な雇用、給与の向上

成果　今年度、約7割の自治体で教員志願者が減少するなか、本県では増加　（2,911人→3,054人）
さらに正規教員の採用を強化

２　教員の安定的な確保について

２　令和８年度実施公立学校教員選考試験について

○　出願期間：令和８年２月２４日（火）から 令和８年３月２４日（火）まで
○　出願方法：電子申請

ア　試験日程・試験会場

第１次試験	令和８年５月１０日(日) ※　外部試験（ＳＰＩ３）による選考は別日程	試験内容：筆記試験（専門教科・科目） 試験会場：水戸、東京、仙台、名古屋、大阪、福岡
第２次試験	[小中高･養護･栄養]　令和８年７月１１日(土)・１２日(日)	試験内容：模擬授業、個人面接　など
	[特別支援学校]　令和８年７月１８日(土)・１９日(日)	試験内容：集団活動、個人面接
合格発表	第１次試験：令和８年６月１２日（金） 第２次試験：令和８年８月７日（金）	

※　外部試験（ＳＰＩ３）による特別選考

第１次試験	令和８年４月２０日（月）～５月１５日(金)	試験会場：全国のテストセンターやオンライン会場

イ　令和８年度実施試験（令和９年度）採用予定人数

区分	小学校 教諭	中学校 教諭	高等学校 教諭	特別支援学校 教諭	合計
採用予定人数 （前年度）	約470名 （約410名）	約300名 （約280名）	約185名 （約140名）	約110名 （約110名）	約1,065名 （約940名）

※　その他、養護教諭：約21名（約22名）、栄養教諭：約3名（約4名）、実習助手：約4名（約２名）

２　教員の安定的な確保について

ウ　令和８年度実施試験における主な変更点（①～③）

	見直しの目的	内　容	留意点
① 小学校の「体育」専科教員の採用 	志願倍率の低い小学校教諭の確保	○　志願倍率の高い「中学校・保健体育」の受験者について、小学校の教員免許が無くても、小学校の「体育」専科教員の受験（併願）を認める。 ・　採用予定者数　10名程度 ・　合格者は、小学校の「体育」専科教員として採用 ・　採用後、概ね３年以内に小学校の免許を取得	✓ 翌年度の４月から小学校の「体育」専科教員として採用
② 小学校の受験資格の拡大 ［中学校又は高等学校の教員免許状を持つ者］ 	志願倍率の低い小学校教諭の確保（小学校教諭への転換）	○　小学校教諭の免許は持たないが「中学校または高等学校の教員免許を持つ者」について、小学校教諭の受験を認める。 ・　試験内容は一般選考と同じ（SPI3も可） ・　合格予定者数　40名程度 ・　合格者は、猶予期間内(３年)に小学校免許を取得 ・　小学校免許を取得できた段階で「教諭」として採用 ・　猶予期間内（３年）に、小学校免許を取得できない場合は不採用	✓ 合格＝採用ではなく、猶予期間内（３年）に小学校の教員免許状を取得することで教諭として採用（原則、免許取得の翌年度の４月から採用）
③ 特別支援学校の受験資格の拡大 ［教員免許状を持たない社会人経験者］ 	志願倍率の低い特別支援学校教諭の確保（民間企業等からの転職）	○　民間企業等で３年以上の勤務経験があり「教員免許を持たない者」の特別支援学校の受験を認める。 ・　試験内容は一般選考と同じ（SPI3も可） ・　合格予定者数　10名程度 ・　合格者は、猶予期間内(３年)に教員免許を取得(小/中/高いずれか) ・　いずれかの免許を取得できた段階で「教諭」として採用 ・　猶予期間内（３年）に、教員免許（小/中/高いずれか）を取得できない場合は不採用 ・　「教諭」として採用後、概ね３年以内に特別支援の免許を取得	✓ 合格＝採用ではなく、猶予期間内（３年）に指定の教員免許状を取得することで教諭として採用（原則、免許取得の翌年度の４月から採用）

２　教員の安定的な確保について

ウ　令和８年度実施試験における主な変更点（④、⑤）

	見直しの目的	内　容	留意点
④ 臨時的任用教員を対象とした特別選考の新設 	教員の安定的な確保	○　公立学校（茨城県内外を問わない）で、臨時的任用教員等として３年以上の勤務経験を持つ方を対象とした特別選考 ・　対象校種　　：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ・　採用予定者数：100名程度（上記の対象校種の合計） ・　試験内容　　：一般選考の第２次試験と同じ（第１次試験免除） ［個人面接、模擬授業または集団活動　等］ ・　試験日程　　：一般選考の第２次試験と同じ	✓ 一般選考との併願不可
⑤ 鹿行地域勤務希望者特別選考の拡充 	鹿行地域の教員の確保	○　鹿行地域への勤務希望者を対象とした特別選考（※）に高等学校を追加 ※　令和７年度に、特別支援学校教諭を対象に、「（仮称）神栖特別支援学校開校に伴う特別選考」として新設 ・　対象校種　　：高等学校、特別支援学校 ・　採用予定者数：高等学校　若干名（全教科・科目） 特別支援学校　10名程度 ・　試験内容　　：一般選考と同じ ・　採用後は、次の期間、鹿行地域の県立学校で勤務	✓ 一般選考との併願

校種	期間	勤務校
高等学校教諭	15年程度	鹿行地域の県立高等学校（中高一貫校を含む）
特別支援学校教諭	10年程度	鹿行地域の県立特別支援学校 （鹿島特別支援学校又は(仮称)神栖特別支援学校）

茨城県教育委員会
Ibaraki Prefectural Board of Education

３　令和８年度採用県立高等学校等における校長の公募選考結果について

１　第１次選考（書類選考）

※（）は女性で内数

区分	エン転職	ミドルの転職	AMBＩ	本県教員	計
応募者数	89名（７）	503名（22）	56名（５）	24名（２）	**672名（36）**

２　第２次選考（オンライン面接）

受験者数	44名（２）
２次合格者	14名（２）

３　第３次選考（対面面接）

受験者数	14名（２）
合格者	５名（１）

４　実施概要

（１）配置予定校　10校

・併設型中高一貫教育校　６校　日立第一、太田第一、水戸第一、土浦第一、下館第一、水海道一
・中等教育学校　１校　並木中等
・高等学校　３校　つくばサイエンス、結城第一、石下紫峰

※配置できなかった学校は、 通常の人事異動により対応

（２）採用年月日　令和８年４月１日

（３）今後の予定　３月中旬 合格者経歴、配置先等公表

4　茨城県高等学校審議会答申について

諮問事項：人口減少をはじめとする様々な社会の変化に対応した活力と魅力ある学校・学科の在り方について

生徒一人一人の夢や希望をかなえる高等学校教育改革

1　これからの県立高等学校が果たすべき役割

✓茨城県のビジョンと一致した「地域の中の学校」としての学校教育を引き続き充実
✓アントレプレナーシップをもち、地域や社会を支え、世界で活躍できる「人財」を育成
✓これまで以上に地域や地元市町村、地域企業との連携を密にした教育活動の実践

2　活力と魅力ある学校・学科

適正配置・適正規模

○ 適正配置については、引き続き、生徒の通学実態に配慮した12エリアを基本として配置を検討
○ 適正規模については、引き続き、県内全ての地域に一律で適用する適正規模の基準は設けない
○ 中卒者数の減少に対しては、近隣エリアを合わせた複数エリアの実情も踏まえ、引き続き１学年の学級数の調整により対応
⇒ その対応が困難な場合は地域の意見に十分配慮しつつ統合等について慎重に検討
○ 学校の小規模化への対応として、遠隔授業や学校同士が連携する学びの仕組みを一層推進

4　茨城県高等学校審議会答申について

魅力ある学校・学科

普通科	進路希望や地域のニーズに対応したコースの設置
職業学科 （農業科、工業科等）	産業界や市町村行政とより一層連携した実践的な学びの展開
科学技術教育	本県の教育環境を活かした科学技術教育の推進、 将来的に本県への人材還流に繋がるような連携の在り方を検討
国際教育 （多文化共生教育）	グローバル人材の育成プログラムの充実、 相互理解を促進できる学びの在り方について検討
ＩＣＴを活用した教育 （遠隔教育）	遠隔授業を推進　⇒　小規模校等における幅広い選択科目の開設等

魅力訴求

○ **広報活動の在り方**：今後も学校説明会や学校行事等の機会を活用した広報活動を展開、学校・学科の魅力や生徒の日常の様子、様々な取組などを日頃から情報発信

○ **校名・学科名の在り方**：魅力づくりの一つとして、統合や学科改編等の機会に、学校の教育内容や地域等の意見に十分に配慮しながら、その学校に相応しい校名・学科名への変更を検討

3　その他

○ **次世代を見据えた先端技術等の利活用の在り方**：新たな先端技術等に応じた教育環境の整備、倫理観や情報リテラシーの育成

５　令和８年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校入学者選抜における事案の概要並びに令和８年度茨城県立高等学校入学者選抜における改善について

１　令和８年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校入学者選抜（１月10日）における事案の概要

（１）概要

○　令和８年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校入学者選抜「適性検査Ⅰ」の 2 問題２において、問題に必要な条件の一部が、県教育委員会から検査実施校に検査開始21分後に追加指示された。

○　検査実施校に短い時間での緊急な対応をさせるとともに、受検者に心理的動揺や混乱を与え、一定時間問題に集中できなかった可能性が生じた。

（２）本事案の要因

ア　問題作成について　「適性検査Ⅰ」の 2 問題２の資料に記述不足が生じた要因

記述が不足していた算数の分野において、使用するべきチェック表を使用していなかったため。

イ　検査当日の対応について　追加指示が検査開始21分後となった要因

検査中に問題等の不備が判明した場合、追加指示の有無を瞬時に判断するための詳細なマニュアルがなかったため。

５　令和８年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校入学者選抜における事案の概要並びに令和８年度茨城県立高等学校入学者選抜における改善について

（３）再発防止策

ア　問題作成について

①　機密性の確保に十分な配慮をした上で最先端のデジタル技術を活用し、点検者と確認者がチェック表の使用状況を必ず確認し記録することを徹底する。併せて、問題の点検者を増やすことで体制をさらに強化する。

②　機密性の確保に十分な配慮をした上で最先端のデジタル技術を活用し、人による確認を補完する体制を構築する。加えて、活用する最先端のデジタル技術の有効性については研究を続ける。

イ　検査当日の対応について

①　適性検査時間中に問題に関する追加指示は行わない。
　ただし、受検者の公平性が確保された上で、教育委員会が必要と認める指示についてはその限りではない。

②　検査問題等に不備があった場合には、検査終了後、速やかに状況を確認し、採点上の措置を検討する。

③　検査問題等に不備があった場合の対応については、別途詳細なマニュアルを整備する。

５　令和８年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校入学者選抜における事案の概要並びに令和８年度茨城県立高等学校入学者選抜における改善について

（４）救済措置

○　本事案を受けて、誰がどの程度不利益を受けたかを客観的に測ることは困難だが、不合格者の中に本来合格できた受検者が含まれる可能性がある。

○　令和８年１月22日（木）に発表した合格者の総合点の合格者最低点を、追加合格者を決定する基準とし、不合格者全員の「適性検査Ⅰ」の 2 問題２の得点を満点の14点とした上で、総合点の合格者最低点以上の受検者を追加合格者とした。

○　なお、追加合格者は、定員を超えた救済措置となるため、１学級35人の定員に対し、現行の定員である40人までの範囲で最大５人までとした。

○　追加合格者は検査実施校で計114名であった。

５　令和８年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校入学者選抜における事案の概要並びに令和８年度茨城県立高等学校入学者選抜における改善について

２　令和８年度茨城県立高等学校入学者選抜（２月26日）における改善

（１）県教育委員会の対応

○　検査当日、そして検査時間中に、問題の内容に関する追加指示は行わない。
　ただし、受検者の公平性が確保された上で、教育委員会が必要と認める指示についてはその限りではない。

（２）学校の対応

ア　全体指示　　※学校が受検者へ周知

【受検上の注意 】

１　問題・解答用紙の教科をよく確かめなさい。

２　ページの足りないところや印刷の不めいりょうなところがあったら、手を挙げて監督の先生にたずねなさい。ただし、問題の内容について質問してはいけません。

３　検査中、問題の内容について疑問がある場合は、第５時の検査終了後（面接がある場合は面接の終了後）、監督の先生に申し出なさい。

～以下省略～

イ　監督者

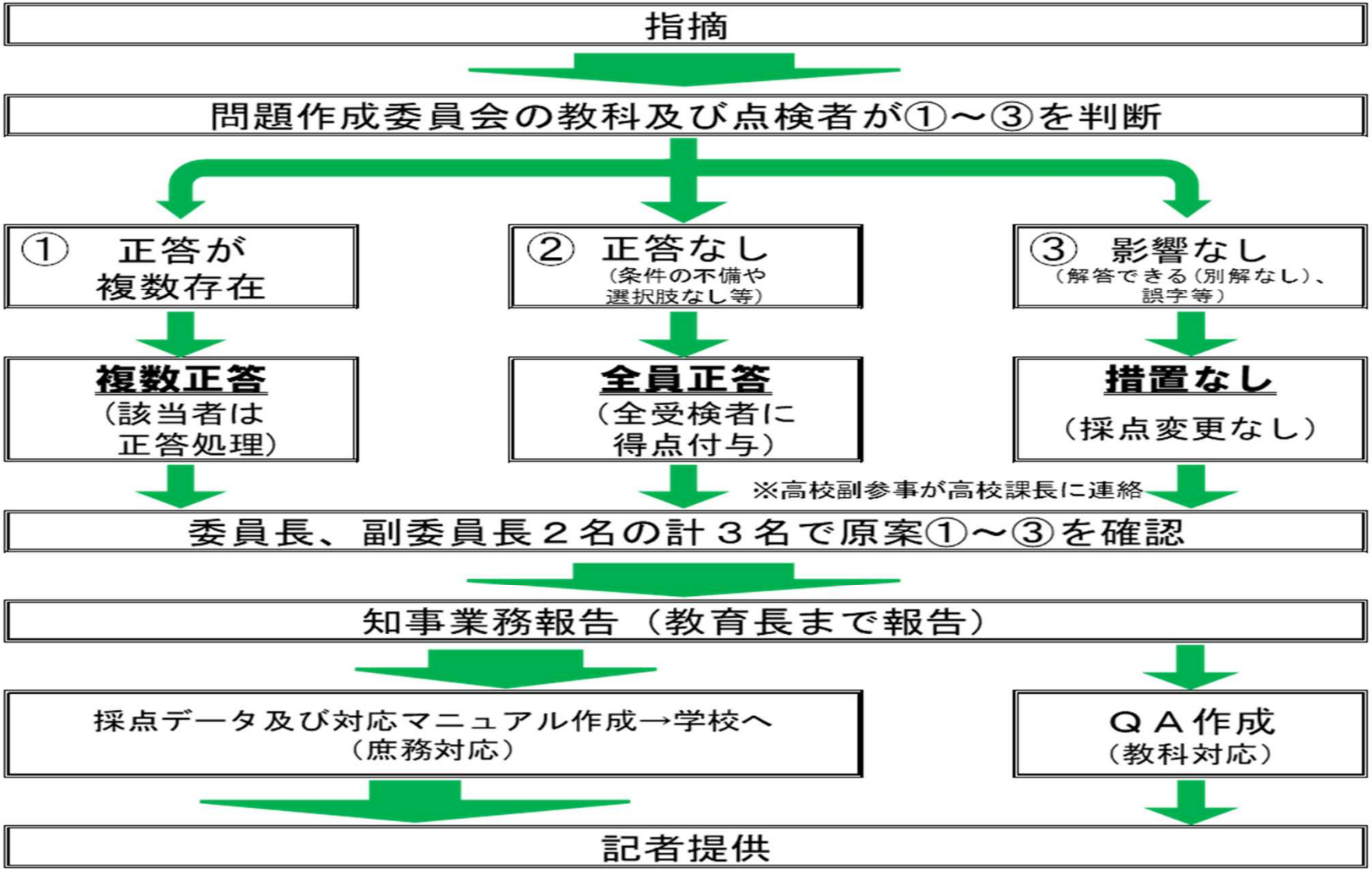
○　第５時終了後、質問内容を記録、管理職へ報告。

ウ　管理職

○　監督者からの聞き取り終了後、高校教育課へ電話連絡。

５　令和８年度茨城県立中学校及び茨城県立中等教育学校入学者選抜における事案の概要並びに令和８年度茨城県立高等学校入学者選抜における改善について

（３）　問題等の不備が判明した場合の県教育委員会の対応（フロー図）



６　児童生徒の問題行動等における対応状況について

１　教育庁内における対策チーム

【経緯】
・文部科学省から、「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表され（令和７年10月29日）、本県では、**暴力行為が前年度と比べ、小中高全てで増加**した。
・また、いじめや不登校対策等への対策として、様々な取組を行ってきており、成果が出ているものもあるが、**いじめの件数や不登校児童生徒数が依然高い状況**にある。
・**今回の結果を受けて諸課題（暴力行為、いじめ、不登校）の対策を教育庁内で検討**する。

【構成員】
チームリーダー：学校教育部長、サブ・チームリーダー：生徒支援・いじめ対策推進室長
チーム員：教育庁内関係課室員
【有識者等】
法律関係者、大学関係者、学校長等

【スケジュール】
第１回：令和７年12月17日（水）　問題行動等調査結果報告、本県の取組説明、対策案の検討
第２回：令和８年１月27日（火）　意見聴取、対策案の再検討
第３回：令和８年３月上～中旬　意見聴取、対策案のまとめ
　　令和８年３月下旬　対策等まとめ　➡　各学校等へ共有、研修での活用。

６　児童生徒の問題行動等における対応状況について

２　よりよい人間関係･集団づくりワーキングチーム

【目的】
・いじめ、暴力行為、不登校等の児童生徒の生徒指導上の諸課題への未然防止のため、生徒指導上の実践上の視点を踏まえた「集団づくり」と「授業づくり」を進め、魅力ある学校・学級づくりに取り組む。
・各学校の先進的な授業プログラム等の実践事例の取組についての理解を深め、全県に広めるオンライン研修会を開催する。

【内容】
・令和７年11月20日　第１回ワーキングチーム
・令和７年12月18日　第２回ワーキングチーム
・令和８年１月15日　第３回ワーキングチーム
・令和８年２月19日　第４回ワーキングチーム
　　先進事例の紹介
　　先進校の実践について研究協議
　　オンライン研修会の開催に向けて
・令和８年２月27日　オンライン研修会
「児童生徒のよりよい人間関係・集団づくりに関する研修会」
令和８年度に向けた、先進校の実践紹介
・小学校５校　　縦割り活動、グループワーク　など
・中学校２校　　振り返りの工夫、生徒会活動　など
各学校ですぐに実践できるように、年間計画や指導資料なども共有する

６　児童生徒の問題行動等における対応状況について

３　SNS上における暴力行為等の動画の投稿･拡散を受けた緊急校長会議

【経緯】
〇他県の学校において、生徒間の暴力行為を撮影した動画がＳＮＳ上で拡散された事例が報道
〇暴力行為やいじめの発生等について、学校が把握できていなかった。
→　**文部科学省が緊急の都道府県教育委員会教育長会議を開催（R8.1.14）**
→　**本県でも各学校長、市町村教育委員会関係者等を対象に緊急の会議を開催（R8.1.19）**
柳橋教育長から動画拡散に関する未然防止の徹底について改めて依頼

【文部科学省からの要請】

①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認
→　***見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認***
②暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境整備
③被害児童生徒の安全確保と心身のケア
④加害児童生徒への毅然とした対応
⑤ＳＮＳ等による投稿・拡散への対応
→　***児童生徒に対する情報モラル教育の実施***
※②～④については、現在の取組の更なる徹底を依頼

これらの取組を３学期中に実施することを依頼

７　令和８年度主要施策の概要について

① 令和８年度の主要事業及び新規事業・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

② 高等学校等就学支援金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

③ 五浦美術館リニューアル事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

④ いばらき遠隔教育推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

⑤ 外国人児童生徒日本語教育支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

⑥ 高等学校外国人生徒支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

⑦ 高等学校教育改革促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

⑧ 学校給食負担軽減事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

令和８年度の主要事業及び新規事業

１　次世代を担う「人財」

（１）IBARAKI ドリーム・パス事業（生涯学習課）　【予算額：19,538 千円】

高校生等を対象に、自分の夢実現や地域の課題解決に向けた企画立案・実践活動を通して、高い創造意欲を持ち、リスクに対しても積極的に挑戦できる力（アントレプレナーシップ）を育成する。

①　企画提案募集

- 高校生等が夢の実現や地域課題の解決に向けた企画を提案

②　スタートアップチャレンジ講座

- 起業家による講演会、企画提案書作成等の講座、出張授業、個別相談会等の実施

③　課題解決への挑戦

- 審査会を実施し、戦略チーム（16 チーム程度）を選考
- 実践活動
  戦略チームに活動資金を提供し、提案内容をもとに企画を実践
  大学生等による実践活動のサポート
- 中間報告会の開催

④　プレゼンテーション大会の開催

- 実践活動の成果についての発表

⑤　ステップアップチャレンジ

- 最先端の研究や技術に触れる機会を提供し、継続活動を支援

（２）いばらきっ子郷土検定事業（生涯学習課）　【予算額：2,752 千円】

中学２年生を対象に茨城県独自の郷土検定（「歴史」「文化・人物」「生活・自然」「商工業・観光物産」「農林・水産業」等の分野から出題）を行い、子どもたちが楽しみながら本県の伝統や文化等を学ぶことにより、子どもたちの郷土への愛着心や誇りに思う気持ちを育む。

①　市町村大会（各市町村・中学校で実施）

- 時期：令和８年 10 月
- 方法：中学校において「総合的な学習の時間」等に実施
- 問題：市町村問題（市町村にちなんだ問題）・県問題（全県的な問題）
- 認定：正答数に応じて１級～３級を認定

②　県大会（各市町村代表校等による対抗戦）

- 時期：令和９年２月
- 方法：市町村代表校 44 校及び国立・県立・私立の代表校１校の計 45 校による対抗戦により優勝校を決定
- 問題：全県的な問題

③　郷土検定ドリル

- 自主的な郷土学習を支援するためドリル機能をウェブサイトに掲載
- 取組状況が実績として残る積み重ね機能やランキング機能等により、学習状況を個人単位で管理

④　郷土検定ウェブサイトの運営

- 各市町村問題（25 問）及び県問題（25 問）の正答及び解説を掲載
  自動採点機能及び認定証（１～３級）の授与機能

（３）中学生の英語発信力向上事業（義務教育課）　【予算額：16,725 千円】

中学校等の授業を改善し、生徒の英語４技能を総合的に育成することで、英語で発信する力を強化し、グローバル人財の育成を図る。

英語アセスメントテスト

- 対象：全公立中学校２年生
- 内容：アセスメントテストの活用により、生徒の学びを可視化し、自己調整学習へ活用するとともに、指導事例報告書の作成と好事例の共有により、授業の改善を図る。

（４）次世代グローバルリーダー育成事業（義務教育課）　【予算額：56,712 千円】

グローバル社会で活躍する力を備えた「人財」を育成するため、学習意欲が高い中高生を対象に、オンライン英語講座（聞く・読む・話す・書くの４技能及び英語による小論文）や探究力育成講座、集合研修会、海外大学留学生との交流プログラム等を２年間提供する。

① 高い英語力の育成

- オンライン英語講座（グループ）
- 英語エッセイ講座

② 価値の創出

- 世界の第一線で活躍する「人財」との交流
- イングリッシュキャンプ等の実施
- 探究力育成講座及び研修

③ 異文化交流

- 海外大学留学生との交流
- 大学等の専門家による研修
- ワールド・スカラーズ・カップ等海外大会への参加

（５）いばらきサイエンスキッズ育成事業（義務教育課）　【予算額：2,237 千円】

将来の科学技術を担う「人財」を育成するため、理科授業の質の向上と、探究的な活動の充実を図り、児童生徒の科学への興味・関心を高め、理科の学力向上に資する。

① 理科授業の質の向上

- 小学校における観察・実験実技研修会
- 学力向上推進プロジェクト事業に係る学びのイノベーション推進プロジェクト

② 探究的な活動の充実

- 外部の専門家等との連携による科学研究作品展
- 科学の甲子園キッズ
- 科学の甲子園ジュニア県大会

（６）いばらき版高等学校「道徳」教育推進事業（高校教育課）　【予算額：2,954 千円】

各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、学校の指導体制と教員研修を充実させ、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の円滑な実施を図る。

① 道徳教育全体計画の作成及び豊かな心育成コーディネーターの選任

- 校長の方針の下に、各学校において道徳教育全体計画を作成
- 道徳教育推進教師として「豊かな心育成コーディネーター」を選任

② 豊かな心育成コーディネーター研修の開催

- 全校の豊かな心育成コーディネーターを対象に、校内における道徳教育の中心的存在という役割を理解し、校内での協力体制の充実に資するよう研修を実施

③ 道徳教育に係る授業実践の報告

- 各学校における道徳教育の実践事例を集約

④ **道徳教育におけるゲストティーチャーの活用**

・ 企業や地域社会で活躍している人物等を探究活動等で活用することにより、「真理の探究、創造」や「社会参画、公共の精神」といった生徒の道徳性を育成

⑤ **茨城県高等学校道徳教育推進委員会の開催**

・ 県教育委員会が、学識経験者、ＰＴＡ連合会員等を委員とし、高等学校における道徳教育の在り方を検討するため開催

（７）大学進学率アッププロジェクト事業（高校教育課）　【予算額：27,369 千円】

産業構造の変化により、高等教育の必要性がこれまで以上に増すことが予想されるため、ＡＩドリル等の活用により基礎学力を向上させるほか、進学講演会で進学の機運を醸成するなど、県全体の４年制大学進学率を向上させる取組を推進する。

① **大学進学講演会**

・ 大学教授や予備校講師等による講演
・ 保護者、生徒を対象に実施

② **学力データ分析**

・ 年間２回の基礎学力調査の実施
・ 専門業者による分析及び教員研修会の実施

③ **ＡＩドリルの活用**

・ 学びの個別最適化（苦手分野の克服、学習習慣の定着）
・ 到達目標と学習計画の設定
・ １人１台端末の活用

（８）外国語指導助手招致事業（高校教育課）　【予算額：678,857 千円】

ＡＬＴとの実践的なコミュニケーションにより、英語で思考・議論できる「グローバル人財」を育成するため、県立高校等のＡＬＴを中高一貫教育校等に重点的に配置し、新たな活用方法を取り入れる。

・ オールイングリッシュによるディベートやディスカッションの授業
・ ＡＬＴが自分の大学時代の専攻を生かし、英語以外の教科での授業
・ ＡＬＴが自分の出身国の文化について昼食時や放課後にレクチャー
・ 留学からの帰国生や海外大学進学を希望する生徒に対する個別指導
・ 校内の英語教員研修にＡＬＴを活用

（９）国際社会で活躍できる人材育成事業（高校教育課）　【予算額：8,044 千円】

生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成するため、留学の促進や国際教育の充実を図ることにより、加速するグローバル化に適応し、国際舞台で活躍できる有為な人材の育成を図る。

① **ディベート・チャレンジ**

・ ディベート県大会の開催、審査員養成研修

② **留学・国際交流促進事業**

・ 海外留学経費の支援

（10）プログラミング・エキスパート育成事業（高校教育課）　【予算額：45,873 千円】

全国トップレベルのプログラミング能力をもつ中高生の育成をとおして、グローバル社会で活躍する「人財」を育成する。

① **プログラミングに高い意欲・能力を有する中高生を支援**

プログラミングを活用し、グローバル社会で活躍する人材を育成するために、３つのコースを設置し専門家による指導を提供

・ 競技プログラミングコース
・ ゲーム・アプリ開発プログラミングコース
・ ＡＩプログラミングコース

② **専門高校支援**

専門高校の支援として、産業教育デジタルアントレプロジェクトを開催し、ＩＴ未来高校とつくばサイエンス高校等のＡＩに関する教育を支援する。

（11）未来の科学者育成プロジェクト事業（高校教育課）　【予算額：10,963 千円】

スーパーサイエンスハイスクール（ＳＳＨ）指定校における先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究能力等を培い、将来社会を牽引する科学技術人材の育成を図る。

- 理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発
- 大学や研究機関等との効果的な連携方策についての研究

（12）サイエンスリーダーズ育成事業（高校教育課）　【予算額：4,600 千円】

つくばサイエンス高校を茨城の科学教育の拠点として、児童生徒の科学に対する興味・関心及び科学的に探究する力の醸成を図ることで、本県を牽引する科学系人財となる「サイエンスリーダーズ」の育成を目指す。

① **児童生徒の科学に対する興味・関心を高めるプログラム**

- 科学に対する興味・関心を高める実験教室、科学的に探究する力を育成する個人研究支援プログラムを、つくばサイエンス高校を会場に開催

② **科学の甲子園茨城県大会**

- 科学の甲子園全国大会に本県代表として参加する学校を決定

（13）県立学校未来の医師育成事業（高校教育課）　【予算額：14,480 千円】

県立高校等に医学コースを編成し、将来の茨城の医療を担う医師の養成を図る。

① **医学コースを５校に編成**

２年生から医学部進学希望者が共に学ぶコースを編成
対象校　日立第一、水戸第一、土浦第一、並木中等、古河中等

② **医学に関する研究会の開催（高校１年の学年から）**

病院や大学等との連携による体験実習や講演会

③ **外部連携による充実したサポート**

予備校等と連携した面接・小論文指導等

④ **習熟度別指導等の実施**

⑤ **合同セミナーの実施**

（14）高等学校ＤＸ加速化推進事業（高校教育課）　【予算額：101,000 千円】

ＤＸハイスクール校としてデジタルものづくりなどの環境整備を推進し、高等学校段階におけるデジタルなど成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図る。

① **デジタルを活用した探究の推進**

- 大学、企業、地域等と連携した実践的な探究等の実施
- 生徒の柔軟な発想を実体化できる高性能パソコン、３Ｄプリンタなどの環境整備
- 指導に優れた教員と連携した遠隔授業等の実施

② **小規模校支援型遠隔授業の推進**

- 配信校から複数の小規模校に対して遠隔授業を実施

（15）高等学校教育改革促進事業（高校教育課）【新規】　【予算額：60,000 千円】

国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」（令和８年２月 13 日文部科学省）を踏まえ、以下の三類型に関する先導的な取組を行う拠点校を創出するための体制構築を図る。

①アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援
②理数系人材育成支援
③多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

（16）県立学校給食実施事業（保健体育課）　【予算額：154,625 千円】

調理場を有しない県立学校について、市や給食事業者へ給食調理及び配送等の業務を委託することで、市等の調理場から給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進と食育の推進を図る。

・　対象校：附属中学校９校、中等教育学校２校、特別支援学校１校　計 12 校

（17）学校給食費負担軽減事業（保健体育課）【新規】　【予算額：7,627,462 千円】

国が示すいわゆる給食無償化の実現に向け、県内全ての公立小学校等の学校給食に係る食材費の支援を行い、保護者の学校給食費の負担軽減を図る。

・　対象：公立学校の小学校・義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部

（18）小学校口腔衛生推進事業（保健体育課）　【予算額：60,800 千円】

むし歯予防に効果があるフッ化物洗口について、教員業務支援員配置に係る経費を補助することにより、小学校における実施を推進する。併せて、児童の見守り業務などを教員業務支援員がサポートすることで、教員の業務負担の軽減を図る。

・　対象：公立小学校・義務教育学校（前期課程）

・　事業内容：フッ化物洗口実施市町村へ教員業務支援員配置に係る費用を補助

※薬剤購入費等については、厚生労働省補助金（歯科疾患予防事業）を活用

２　魅力ある教育環境

（１）県立学校施設長寿命化推進事業（高等学校等）（財務課）　【予算額：5,978,231 千円】

「茨城県立学校施設の長寿命化計画」に基づき、県立高等学校及び中高一貫教育校における予防保全等の実施により、計画的に学校施設の長寿命化を進めるとともに、中長期的なコスト縮減・財政負担の平準化を図りつつ、安全・安心な教育環境の確保を図る。

（２）県立学校施設長寿命化推進事業（特別支援学校）（財務課）　【予算額：1,731,147 千円】

「茨城県立学校施設の長寿命化計画」に基づき、県立特別支援学校における予防保全等の実施により、計画的に学校施設の長寿命化を進めるとともに、中長期的なコスト縮減・財政負担の平準化を図りつつ、安全・安心な教育環境の確保を図る。

また、「県立特別支援学校教育環境整備計画（いばとくプラン）」に基づき、教室不足の解消を図るため行う増築校舎の賃借について、鹿島特別支援学校外７校で継続するとともに、美浦特別支援学校においては令和９年４月の供用開始に向けて準備を進める。

（３）（仮称）神栖特別支援学校整備事業（財務課）　【予算額：2,553,565 千円】

神栖市内から鹿島特別支援学校に通う児童生徒の通学に係る心身の負担軽減を図るため、同市内に特別支援学校を新設し、教育環境の向上を図る。

①　新設校の概要

通学区域：神栖市内全域、児童生徒数：150 人程度

主な施設：校舎・体育館（延床面積 7,400 ㎡程度）、バスターミナル、運動場、圃場　等

②　主なスケジュール（予定）

・　令和５～６年度　基本設計及び実施設計

・　令和７年 11 月～９年８月　校舎建設工事、外構工事、備品設置等

・　令和９年９月　供用開始

③　令和８年度の主な事業内容

校舎建設工事、外構工事等

（４）「いばらき教育の日」推進事業（生涯学習課）　【予算額：1,200 千円】

「いばらき教育の日を定める条例」の趣旨を踏まえ、「いばらき教育の日・教育月間」における

県民の主体的な取組を促進するため、市町村や学校、地域、企業、団体が連携し、全県的な啓発活動を展開する。

① 「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウムの開催

- 教育に関する基調講演会、パネルディスカッション等

② 「いばらき教育の日」推進協力事業所等登録制度

- 子どもたちの活動をサポートする企業や民間事業所等を登録し、職場見学や社会体験活動の受け入れ等を実施

③ 啓発活動

- 関係機関等に対し、教育に関する主体的な取組を働きかけ
- 取組内容についてホームページで周知

（５）地域の教育支援体制等構築事業（生涯学習課） 【予算額：30,543 千円】

地域と学校の連携・協働を推進するため、市町村が児童生徒を対象に行う学習支援や体験活動を支援する。

① 推進体制の構築

- 学識経験者等による総合的なあり方の検討
- 市町村担当者・地域コーディネーター等対象の研修会の開催

② 地域における学習支援・体験活動

- 市町村が実施する平日放課後等の学習支援事業や土曜日等の学習活動・体験活動に対する補助

（６）就学前教育・家庭教育推進事業（生涯学習課） 【予算額：3,163 千円】

就学前教育・家庭教育推進アクションプランに基づき、幼児教育と小学校教育の円滑な接続や子どもの育ちについての理解を図るとともに、家庭教育に関する学びの機会や情報の提供による家庭教育の重要性の啓発に努め、就学前教育及び家庭教育の一体的な推進を図る。

① 就学前教育の推進

- 幼児教育を推進する人材の育成及び市町村への個別支援
- 架け橋プログラム推進検討会の開催

② 家庭教育の推進

- 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報・啓発
- 「家庭教育応援ナビ」や「家庭教育支援資料」等による学びの機会と情報の提供
- 家庭教育を推進する人材の育成及び市町村への個別支援

（７）地域で支える家庭の教育力向上事業（生涯学習課） 【予算額：11,059 千円】

子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援等、幅広い支援を行うことで家庭教育の支援体制を構築し、家庭の教育力の向上を図る。

- 就学前教育・家庭教育推進協議会の開催
- 家庭教育を推進する人材の育成及び家庭教育支援体制の構築
- 訪問型家庭教育支援

（８）学校問題解決支援事業（教育改革課） 【予算額：4,845 千円】

学校管理職 OB 等による学校問題解決支援コーディネーターを中心とした支援窓口を設置し、学校や保護者等からの相談について、学校のみによる対応としない、行政による学校問題解決のための支援体制を構築する。

（９）教職員の能力開発支援事業（教育改革課） 【予算額：4,416 千円】

教育課題に対応する専門性を教職員が身に着けるため、県が講習や資格取得に要する費用を一部補助し、教職員の自発的な能力開発を支援する。

（10）教育情報ネットワーク事業（教育改革課）　【予算額：347,162 千円】

各県立学校、学校以外の教育機関を結ぶネットワークを構築するとともに、公立学校教職員の情報共有基盤として茨城県教育情報ネットワークを運用し、クラウド型のプラットフォームにより教育活動を支援するための環境を提供する。

- ポータルシステム（公文書・教材データベース等）の提供
- グループウェア（メール、オンライン会議、授業支援ツール等）の提供
- テレワークシステム、勤怠管理システム、決裁システムの提供
- 県立学校の Web サイトスペースの提供
- 教育用インターネット回線の増強
- 標的型不審メール攻撃対応訓練の実施
- 情報セキュリティ担当者研修会の開催

（11）校務支援システム事業（教育改革課）　【予算額：902,843 千円】

生徒の個人情報や成績情報等を安全かつ効率的に扱うことができる統合型校務支援システムを運用し、教員の業務の負担軽減を図る。

- 統合型校務支援システムの運用
- 次世代型（クラウド型）の校務支援システムの導入（R9～）に向けた設計、構築

（12）県立学校先端技術活用教育推進事業（教育改革課）　【予算額：737,299 千円】

県立高等学校等において、生徒が１人１台端末を活用できる環境を整備するとともに、教員のＩＣＴ活用指導力の向上及び指導体制の充実を図ることにより、個別最適化された学習や遠隔教育、クラウドサービス等の先端技術を活用した教育活動を推進する。

- 県立中学校及び中等教育学校前期課程の１人１台端末等整備
- 電子黒板の整備
- 無線アクセスポイント等の運用保守
- ＩＣＴ支援員の配置（県立中学校等）
- 授業目的公衆送信補償金

（13）特別支援学校教育情報化推進事業（教育改革課）　【予算額：270,390 千円】

県立特別支援学校のＩＣＴ環境を整備し、児童生徒の障害の状態や特性等に応じた学びの困難さの改善や、新しい方法での学びの拡大を図る。

- タブレット端末等の整備
- 電子黒板の整備
- モバイルデバイス管理運用保守
- 入出力支援装置の整備

（14）茨城県公立学校情報機器整備補助事業（教育改革課）　【予算額：2,069,185 千円】

GIGA スクール構想により整備した情報機器（市町村分を含む。）について、国の補助制度を活用し、計画的かつ効率的に更新整備する。

- 県内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部における１人１台端末の整備に係る補助
- 視覚、聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置の整備に係る補助

（15）少人数教育充実プラン推進事業（義務教育課）　【予算額：339,214 千円】

児童生徒一人一人に基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けさせるとともに、自ら学ぶ意欲や態度を育成するため、少人数学級とティーム・ティーチングによる本県独自の少人数教育を実施し、きめ細かな指導体制の充実に努める。

中学校生活充実支援事業（対象：中学校第２学年及び第３学年）

35 人超３学級以上の場合…１学級増設し担任教諭及び非常勤講師各１名を配置
35 人超１・２学級の場合…各学級に非常勤講師１名を配置
※小学校及び中学第１学年は、国基準により全学級 35 人以下学級

（16）いばらき遠隔教育推進事業（義務教育課）　【予算額：17,934 千円】

高度な専門性や優れた指導力をもつ人材を活用した遠隔授業を実施することで、質の高い教育を実現し、児童生徒の学力の向上を図る。

① ライブ配信（エリア型）
- １つの配信地から県内公立小中学校へ一斉配信
- 小５から中３において、国語、算数・数学、英語、技術・家庭（技術分野）で実施

② 動画配信
- 小３から中３において、国語、算数・数学、英語、理科、社会で実施
- 指導教諭等が動画を作成

③ 高度な専門性をもつ人材による遠隔授業（ピンポイント型）
- 対象：小学校１校、中学校１校
- 内容：１つの施設から１つの学校へ配信、プログラミングで実施

（17）いじめ問題対策推進事業（生徒支援・いじめ対策推進室）　【予算額：47,222 千円】

いじめ等を早期に発見し、市町村・学校及び専門家と連携して、いじめ等の早期対応について支援する。

① いじめ・体罰解消サポートセンターの運営
- 「いじめ解消サポート相談員」の配置（各教育事務所内）
- ホームページ上の「いじめなくそう！ネット目安箱」や電話等による相談、情報提供への対応
- 警察ＯＢ等いじめ解消サポーターの派遣による支援

② ＳＮＳ活用相談の実施
- ＬＩＮＥ等のＳＮＳを使った相談窓口の整備

③ スクールロイヤーの活用
- 弁護士（スクールロイヤー）による、いじめ問題等に係る法的助言やいじめ予防等のための教職員研修等を実施

（18）民間フリースクール連携推進事業（生徒支援・いじめ対策推進室）　【予算額：16,600 千円】

要件を満たすフリースクールに対し、人件費や活動費等の運営経費の一部を補助するとともに、フリースクールに通所する児童生徒のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対して、授業料等の一部を補助する。

（19）校内フリースクール設置促進事業（生徒支援・いじめ対策推進室）　【予算額：55,776 千円】

教室以外の居場所を確保し、教室に入りづらい生徒や不登校の状況にある生徒の多様な学びをサポートする校内フリースクール運営員の人件費等を補助し、運営を支援する。
- 補助対象：市町村立学校

（20）ＩＴ・サイエンス高校教育充実事業（高校教育課）　【予算額：3,382 千円】

令和５年度に開校したつくばサイエンス高校（つくば市）、ＩＴ未来高校（笠間市）において、外部専門家（大学教授、研究者、技術者等）を活用した特色ある講座（本物を学ぶセミナー）を実施し、それぞれの高校における教育内容等の充実を図る。

（21）いばらき教員養成推進事業（高校教育課）　【予算額：2,316 千円】

優秀な教員志願者を確保するため、教員の魅力を伝えるとともに、講義やワークショップ等の

研修を通して次代を担う教員を育成する環境を提供する。

① いばらき輝く教師塾事業

- 対象：高校生・大学生・大学院生・教員免許状を所持していて教職に興味のある方（現在講師をしている方、講師経験のある方も含む）
- 教員志望の意欲を高めることと、教員として必要となる素養を高めることを目的に、実地研修やワークショップ等を実施する。

② 教職大学院との連携

- 教育研修センターの指導主事、主査、参与による、教職大学院の講義・演習補助
- 教職大学院生による教育研修センター講座への協力
- 教職大学院での研究の成果を教育研修センター長期研修生に向け発表
- 教育研修センターにおいて、長期研修生の研究成果と教職大学院生の研究成果を学び合う場の設置

(22) スクールカウンセラー配置事業（生徒支援・いじめ対策推進室）　【予算額：309,705 千円】

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置・派遣し、児童生徒の問題行動等の未然防止及び早期発見、早期解消ができる教育相談体制の充実を図る。

- 配置計画：全公立小・中・高等学校等
- 活動内容：児童生徒へのカウンセリング、カウンセリングに関する保護者・教職員への助言・指導、教育相談体制の充実

(23) スクールソーシャルワーカー派遣事業（生徒支援・いじめ対策推進室）　【予算額：28,136 千円】

公立小・中・高等学校等からの要請に応じて、社会福祉の専門性を有するスクールソーシャルワーカー又はスーパーバイザーを派遣し、児童生徒がおかれた環境に働きかけ、関係機関と協力・連携して、支援体制の整備を図る。

- 対 象 校：全公立小・中・高等学校等
- 活動内容：児童生徒の状況の把握・支援、保護者・教職員への支援・助言、支援体制の整備

(24) 医療的ケア支援事業（特別支援教育課）　【予算額：206,112 千円】

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康を維持し、安全・安心な学校生活を送ることができるようにするとともに、保護者の負担軽減を図る。

- 肢体不自由特別支援学校に指導看護職員を配置：３校３人
- 医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍校に看護職員を配置：14 校 50 人
- 教員及び看護職員を対象とした研修会の実施

(25) 特別支援教育充実事業（特別支援教育課）　【予算額：14,182 千円】

幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等における特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導や支援を充実するとともに、大学教授等の専門家や特別支援学校のセンター的機能の活用により、特別支援教育の充実と各教員の特別支援教育に関する専門性向上を図る。

① 特別支援教育巡回相談

幼児教育施設、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育巡回相談員を派遣する。

- 対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校等
- 内容：障害のある幼児児童生徒の指導方法や指導内容に関する助言・援助等

② 特別支援教育巡回相談員専門研修

特別支援教育巡回相談における相談・援助に関する実践的な知識・技能を身に付け、特別支援教育巡回相談員としての専門性向上を図る。

- 対象：特別支援教育巡回相談員のうち、校長が推薦する者

・　内容：講義、研究協議、事例検討等

③　特別支援教育専門家派遣

専門的な助言等が必要な事案について専門家（大学教授、医師、理学療法士等）を派遣する。

・　対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等
・　内容：個別の教育支援計画及び個別の指導計画等の作成・評価、具体的な支援方法や学習上の配慮、ケース会議における指導助言、授業改善に係る研修会の実施等

④　特別支援教育管理職研修会

・　対象：新任の幼児教育施設等の園長（希望者）、小・中学校、高等学校等の校長
・　内容：授業参観、研究協議等

⑤　特別支援教育指導者専門研修会

・　対象：各市町村教育委員会指導主事等、各教育事務所指導主事等
・　内容：専門家による講義、研究協議等

⑥　特別支援教育推進体制充実事業

・　対象：公立幼稚園、小・中・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター
・　内容：公立中学校区を単位とする特別支援教育推進グループの設置による学校間の連携・協働体制の構築、特別支援教育推進リーダー研修の実施等

⑦　ＩＣＴ活用エキスパート研修

・　対象：県立特別支援学校教員
・　内容：講義、研究協議、事例検討等

（26）特別支援学校就労支援充実事業（特別支援教育課）　【予算額：2,288 千円】

県立特別支援学校における実践研究及び地域の経済団体や企業との連携等による職業に関する教育活動の工夫・改善と卒業生職場巡回訪問の充実を通じて、就労支援の充実を図る。

・　対象：県立特別支援学校
・　内容：研究実践校による実践研究、職業に関する各教科等の指導力向上に資する研修会、卒業生職場巡回訪問、等

（27）特別支援学校スクールバス運行業務委託（特別支援教育課）　【予算額：2,263,958 千円】

通学時における児童生徒の負担軽減を図るため、スクールバスを運行するとともに、介助員を乗車させ、乗降時や乗車中における子どもたちの安全確保に努める。

・　運行学校数、運行コース数：19 校、148 コース
・　介助員複数配置コース：70 コース

（28）運動部活動地域連携再構築事業（保健体育課）　【予算額：351,054 千円】

生涯にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動指導員の活用、地域クラブ活動の研究を行い、望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境整備と地域展開を含めた部活動改革の推進を図る。

①　運動部活動推進サポート事業
・　県立高校の運動部活動にスポーツ医科学の専門家を派遣

②　部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業
・　公立中学校における部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

③　中学校部活動指導員の配置
・　公立中学校に部活動指導員を配置

④　県立学校部活動指導員の派遣
・　県立学校に部活動指導員を派遣

（29）学校安全総合支援事業（保健体育課）　【予算額：3,306 千円】

学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校間の連携を促進する。

・　県推進委員会の設置
・　モデル地域の設定（災害安全領域及び交通安全領域）
・　地域をけん引する役割を担う拠点校の設定
・　拠点校及び近隣校における組織的取組による安全管理及び安全教育の充実
・　モデル地域内の学校間連携体制の構築
・　学校安全アドバイザーの派遣による学校安全推進体制に関する指導助言
・　モデル地域の取組の成果の普及

３　学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

（１）図書館魅力向上推進事業（生涯学習課）　【予算額：2,748 千円】

県民の学びや交流、様々な活動の拠点として、カフェを活用したイベントのほか、文化、交流、芸術、学問等、教養の発信基地として「知の探究セミナー」を開催する等、県立図書館のさらなる魅力向上を図る。

（２）美術館・博物館展示事業（文化課）　【予算額：337,604 千円】

美術館において国内外の優れた美術作品による展覧会、博物館において自然や歴史などに関するテーマを扱った企画展等を開催する。

・　近代美術館：企画展「ヨシタケシンスケ展かもしれない」　外４件
・　天心記念五浦美術館:企画展「日本中の子どもたちを笑顔にした絵本作家かがくいひろしの世界展」　外５件
・　陶芸美術館：企画展「ガレの陶芸Ⅱ　奇想と幻想のワンダーランド」　外４件
・　歴史館：企画展「いきもののかたち　－ 一橋徳川家資料のどうぶつたち－」　外３件
・　ミュージアムパーク自然博物館：企画展「あつまれ！海の骨なし動物」　外３件

（３）歴史公文書デジタル化事業（文化課）　【予算額：99,955 千円】

歴史館が収集･保存する歴史公文書をデジタル化し、ホームページ上で閲覧に供することにより、歴史公文書の十分な活用を図る。

（４）五浦美術館リニューアル事業（文化課）【新規】　【予算額：48,908 千円】

美術館機能を強化するとともに、文化観光施設としての魅力向上を図るため、常設展示室、ショップ、カフェの拡充などリニューアルに向けた設計委託を行う。

（５）文化財等整備費補助事業（文化課）　【予算額：53,922 千円】

県民共有の財産である文化財について、その修理等に多額の費用が生ずる場合、費用の一部を県が補助し文化財所有者の負担を軽減することで、文化財の適切な維持管理と活用の充実を図る。

（６）埋蔵文化財センター普及啓発事業（文化課）　【予算額:2,343 千円】

埋蔵文化財センターいせきぴあ茨城において、出土遺物を活用した公開展示、体験活動等を実施し、埋蔵文化財の保護と普及啓発を図る。

・　事業内容：文化財の保存・管理、出土品の展示・公開、体験活動、出前授業、広報資料作成等

（７）民俗文化財活性促進・関東ブロック民俗芸能大会開催事業（文化課）【一部新規】　【予算額：31,079 千円】

歴史的・文化的価値を有する「おまつり」への支援のほか、民俗芸能などの映像を収集・公開する「いばらきの郷土民俗芸能アーカイブス」を推進するとともに、関東ブロック民俗芸能大会を開催し本県の民俗文化財の活性化を図り、後世に継承していく。

（８）世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業（保健体育課）　【予算額：100,350 千円】

全国、世界で活躍するトップアスリートを輩出するため、県スポーツ協会及び競技団体等と連携し、ジュニアアスリートの発掘・育成を中心とした選手強化を行う。

① トップアスリートの育成

競技団体の育成システムを活用し、高校生年代を中心に育成・強化し、トップアスリートの輩出を図る。

② ジュニアアスリートの発掘・育成等

運動能力が優れた子どもを育成選手として発掘し、計画的な育成プログラムの実施により、ジュニア選手の育成を図る。

③ 指導者の確保・活用

国、大学、中体連、高体連等の機関と連携し、トップコーチの活用を図る。

（９）県営体育施設設備整備事業（保健体育課）　【予算額：229,857 千円】

老朽化した県営体育施設について、計画的な改修等を行う。

- 笠松運動公園：テニスコート改修工事　外２件
- 県営ライフル射撃場：50ｍストレート屋根工事設計委託
- 笠松運動公園、堀原運動公園、県営ライフル射撃場：法定点検

４　自分らしく輝ける社会

（１）外国人児童生徒日本語教育支援事業（義務教育課）　【予算額：573,503 千円】

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出するため、公立小中学校において外国人児童生徒を円滑に受け入れるための体制強化を図る。

① 日本語指導教室の開設

- 日本人教員と支援員による手厚い指導
- 習熟度に応じた日本語指導を毎日実施（２～３時間）

② ブラジル人学校へ支援と交流

- 日本人教員と支援員による日本語指導の支援と交流
- 公立小中学校との文化・スポーツ等の交流

③ 日本語支援（対面）

- 日本語支援を行う支援員による日本語初期支援の実施
  対象：日本語指導が必要な外国人児童生徒が多い公立学校

④ 日本語支援（オンライン）

- 大学生等によるオンラインでの日本語支援
  対象：日本語指導を希望する児童生徒が在籍している公立学校

⑤ 通訳アプリによる支援

- 通訳アプリによる１対多の同時通訳支援
  対象：日本語指導が必要な外国人児童生徒（小５～中３）が在籍している公立学校

⑥ フォローアップ研修

- 日本人教員と支援員を対象とした指導力向上研修

⑦ 通訳・翻訳支援（オンライン）

- 三者面談や進路相談などの重要な場面で活用
  対象：公立小中学校

⑧ 「帰国・外国人児童生徒連絡協議会」の開催

- 対象：関係学校等管理職及び教員、市町村担当者、県及び市町村国際交流協会
- 内容：大学教授等による講義、行政説明、関係機関との協議

（２）高等学校外国人生徒支援事業（高校教育課）　【予算額：144,317 千円】

県立高校 10 校（重点校６校、支援校４校）において外国人生徒等への支援を充実し、日本語

を母語としない生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築することで、地域社会の担い手を育成する。

重点校：結城第一、石下紫峰、坂東清風、江戸崎総合、大洗、神栖

支援校：筑波、茎崎、結城第二、三和

① 言語能力に応じた学習支援

・大学と連携した日本語アセスメントテスト（ＤＬＡ）の実施、個別支援計画の作成、キャリア教育の充実【重点校】

・日本語指導支援員の派遣によるきめ細かな日本語指導の実施

・日本語能力等に応じた習熟度別学習を実施するための非常勤講師の配置【重点校】

国数英等での取り出し授業及びティーム・ティーチング

英語が得意な生徒に対する発展的な学習

・多言語翻訳ソフト等のＩＣＴを活用した学習環境の整備

② 学校生活の支援体制の構築

・外国人生徒支援コーディネーターの配置により学校生活支援に関する総合調整の実施

・母語での通訳・翻訳支援、言語スタッフや関係機関等と連携した相談体制の構築

高等学校等就学支援金事業

【R8当初予算額　26,025百万円】
（R7当初予算額　14,740百万円）

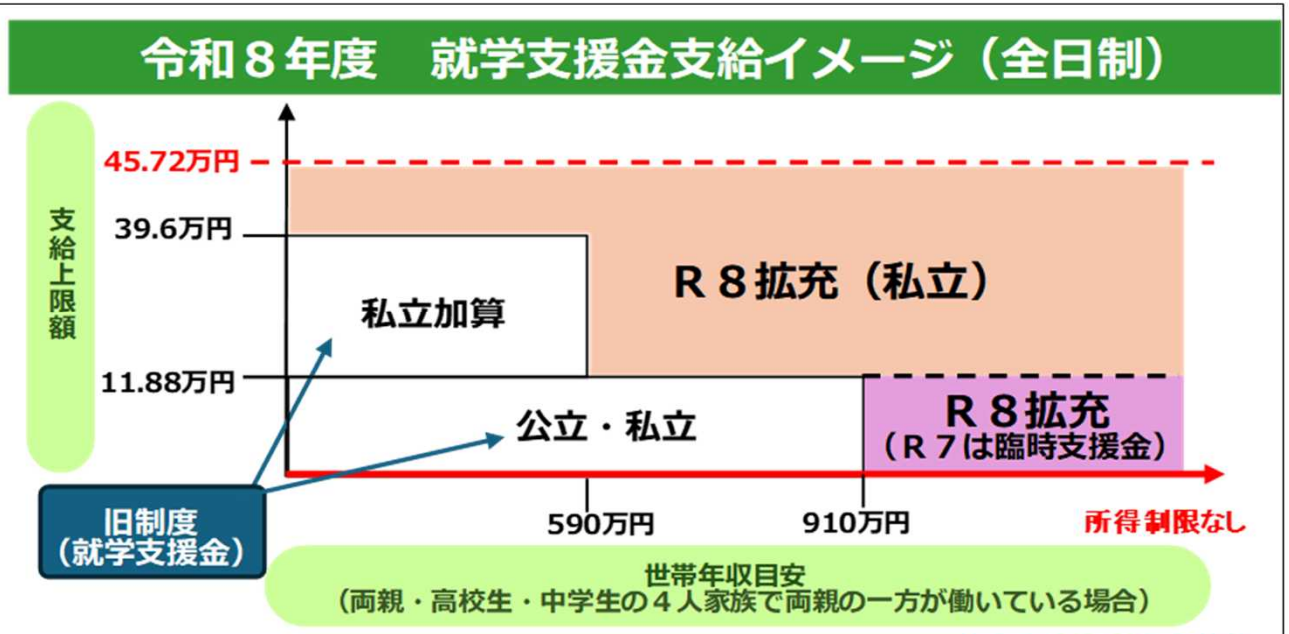
教育庁総務企画部財務課修学支援G　（029-301-5169）
私学振興室　（029-301-2249）

国が示すいわゆる高校無償化の実現に向け、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、高等学校等の授業料等支援を拡充し、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

【県立学校】
予算額　5,549百万円
（R7当初予算額　4,550百万円）
【私立学校】
予算額　20,476百万円
（R7当初予算額　10,190百万円）

◎支給対象者
高等学校・中等教育学校後期課程等に通う生徒

※　対象から外れる日本に定着意思のない外国籍生徒等に対しては、別途「高校生等・新修学支援」により旧制度と同等の支援を実施



【令和８年度 主な変更点】
①私立加算の所得制限撤廃
②私立支給上限額の拡充（39.6万円→45.72万円）
③県負担の導入（国10/10→国3/4、県1/4）　※交付税措置あり



五浦美術館リニューアル事業（新規）

【R8当初予算額　49百万円】

教育庁総務企画部文化課芸術文化Ｇ（029-301-5454）

五浦美術館について、美術館機能を強化し、太平洋の絶景を望む日本画の聖地として、魅力的な施設にリニューアルします。

【目的】
美術館機能を強化し、文化観光施設としての魅力向上を図る

【事業内容】
実施設計：49百万円
（主なリニューアル内容（予定））
・常設展示室の日本画展示スペース拡充
・ショップ・カフェ拡充　等

【スケジュール（予定）】
・2026年度　　：実施設計
・2027～2028年度：工事（半年程度を想定）



リニューアル後の常設展示室（イメージ）

いばらき遠隔教育推進事業

【R8当初予算額　18百万円】
（R7当初予算額　12百万円）

教育庁学校教育部義務教育課指導Ｇ（029-301-5226）

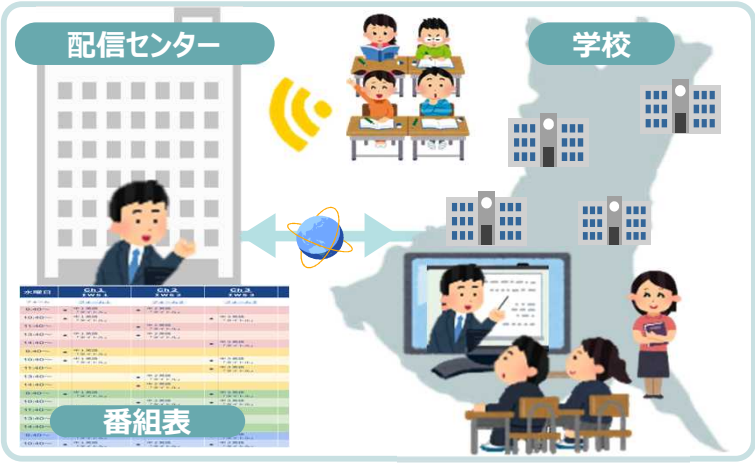
高度な専門性や優れた指導力を持つ人材を活用した「いばらき遠隔教育」を拡充することで、多様で質の高い教育を実現し、児童生徒の学力の向上を図ります。

１　対象　県内の全公立小中学校

２　事業メニュー

（１）オンラインによるライブ配信（15百万円）

①　配信センターから質の高い授業を配信
・指導力の高い教員の授業を全県に毎日一斉配信
・番組表で配信スケジュールと内容を案内



②　大学等からプログラミングに関する授業を配信
・大学教授等、高度な専門性を持つ人材の授業を配信
・指定校に配信
※プログラミングに関心のある学校を年度ごとに指定



（２）オンデマンド配信「いばらきオンラインスタディplus」（3百万円）

○　習熟度別に学習できる動画を配信
・県独自に収集した学学習データをもとに作成
・どの教科書にも対応した動画を配信



外国人児童生徒日本語教育支援事業

【R8当初予算額　574百万円】
（R7当初予算額　380百万円）

教育庁学校教育部義務教育課指導G（029-301-5226）

日本人児童生徒と外国人児童生徒の共生を実現するため、公立小中学校において日本語支援が必要な外国人児童生徒を円滑に受け入れる体制の強化を図ります。

1　小中学校における日本語支援の推進（540百万円）【拡充】

（１）対面による日本語支援

	R7	R8
日本語支援員数	50人程度	80人程度
配置市町村数	８市町	20市町
支援対象児童生徒数	約550人	約1，600人



（２）大学生等によるオンラインでの日本語支援

（３）大学教授等による教員及び日本語支援員のための日本語支援研修



2　【常総市モデル】母語支援員の配置とブラジル人学校との交流（34百万円）

（１）常総市内小中学校４校に、ポルトガル語が話せる外国人支援員８人を配置

（２）ブラジル人学校２校との交流

高等学校外国人生徒支援事業

【R8当初予算額　144百万円】
（R7当初予算額　46百万円）

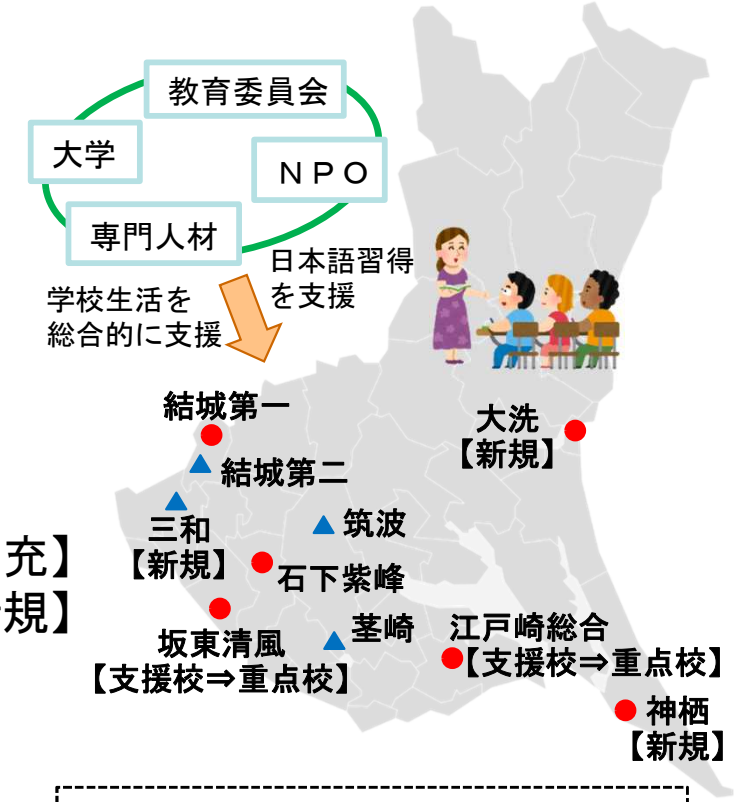
教育庁学校教育部高校教育課指導G（029-301-5260）

県立高等学校において外国人生徒に対する学校生活の支援や日本語指導を一層強化することで、学校における円滑な受け入れ体制を整備し、地域社会の担い手を育成します。

1　学校生活の支援（44百万円）【拡充】
・外国人生徒支援コーディネーターによる通訳派遣や翻訳支援など［重点校・支援校］

2　日本語指導支援（52百万円）【拡充】
・日本語指導支援員の派遣［重点校・支援校］
・日本語能力の把握、日本語指導の助言［重点校］
・重点校・支援校以外へのオンライン日本語支援

3　授業理解支援（48百万円）
・言語能力等に応じた習熟度別学習［重点校］【拡充】
・母語支援員の配置［石下紫峰・結城第一］【新規】
・通訳翻訳ソフトによる授業理解の支援　【新規】



※＜重点校＞外国人特例選抜：在日期間制限なし　募集人員40人
　＜支援校＞外国人特例選抜：在日期間３年以内　募集人員２人以上

高等学校教育改革促進事業（新規）

【R8当初予算額　60百万円】

教育庁学校教育部高校教育課高校教育改革推進室（029-301-5204）

国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、公立高校において改革を先導する拠点校を創出するための体制構築を図ります。

○改革を先導する拠点校創出のための体制構築

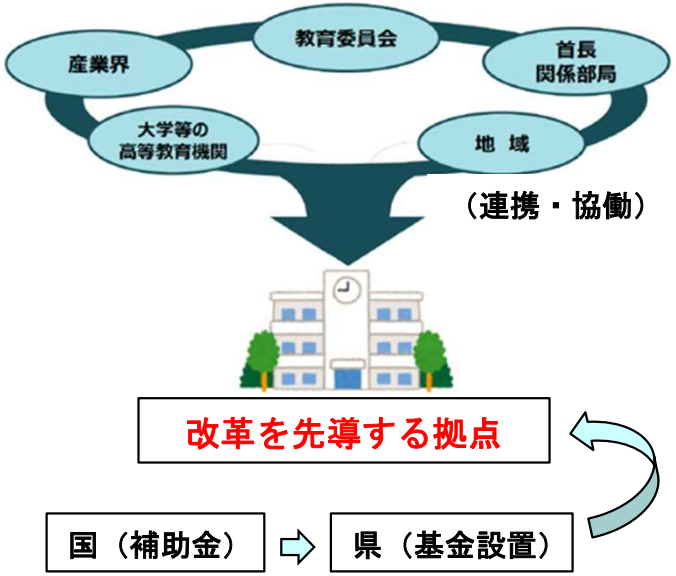
・関係部局、産業界、大学等の高等教育機関、地域などと十分に連携・協働し改革を進めるための体制を構築（会議の開催、準備・推進等に係る調査、専門職員の配置　等）

※拠点校の選定や具体の取組については、今後検討

【拠点校について】次の３類型に応じた拠点校を創出

＜改革を先導する拠点校の３類型＞
- アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援
  ※地域産業や社会・生活基盤を支える分野における専門学科等の機能強化・高度化
- 理数系人材育成支援
- 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

・国の補助金（10/10）により高等学校教育改革促進基金を造成（R7最終補正予算計上予定）し、当事業に活用



学校給食負担軽減事業（新規）

【R8当初予算額　7,627百万円】

教育庁学校教育部保健体育課健康教育推進室（029-301-5356）

国が示すいわゆる給食無償化の実現に向け、県内全ての公立小学校等の学校給食に係る食材費の支援を行い、保護者の学校給食費の負担軽減を図ります。

【事業概要】

公立の小学校段階（市町村立の小学校・義務教育学校前期課程・県立又は市町村立の特別支援学校小学部）の学校給食に係る食材費を補助

【補 助 額】

基準額×11か月×給食実施校の在籍児童数

〔基準額〕
- 小学校・義務教育学校前期課程　5,200円/月
- 特別支援学校小学部　6,200円/月

〔対象校〕
- 小学校（422校）義務教育学校前期課程（16校）
- 特別支援学校小学部（23校）



【 財　源 】

国1/2・県1/2　※交付税措置あり

８　茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例について

教育庁総務企画部総務課

条例の名称	茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例 **【一部改正】**
１　制定（改正）の理由・根拠	へき地教育振興法施行規則の一部改正を踏まえ、所要の改正をしようとするもの
２　制定（改正）の目的	へき地学校に勤務する教職員の処遇を改善し、人材確保と教育環境の維持・向上を図るもの
３　背景・必要性	へき地教育振興法施行規則において、へき地手当と地域手当の併給調整が廃止されたことを踏まえ、所要の改正を行う必要がある。
４　内　容	(1) へき地手当と地域手当の併給調整の廃止 へき地手当を地域手当の額の限度において、支給しないとする規定を廃止 ＜現行＞ 地域手当の支給率が高いため、へき地手当は支給しない 地域手当支給率　6% （へき地手当支給率 4%）　} 6％支給 ＜改正後＞ 併給調整の規定を廃止し、地域手当、へき地手当とも支給 地域手当支給率　6% へき地手当支給率 4%　} 計 10% 支給 (2) その他所要の改正 ・文言の整理 ・条項ずれの対応
５　効果・影響	影響額　約 1,600 千円（令和７年度） 支給対象校数　１校（大子町立さはら小学校） 支給対象者数　９名
６　施行日	公布の日 （へき地手当の支給は、令和７年４月１日に遡って適用）
７　参考事項	

茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（昭和46年条例第２号）新旧対照表

改正案	現行
茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例 （趣旨） 第１条　この条例は，へき地教育振興法（昭和29年法律第143号。以下「法」という。）第５条の２及び第５条の３の規定に基づき，へき地学校及びこれに準ずる学校並びに特別の地域に所在する学校に勤務する教員及び職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第18条第１項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された教員及び職員を除く。以下「教職員」という。）に対して支給するへき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関し，必要な事項を定めるものとする。 第２条・第３条　（略） （削除）	茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例 （趣旨） 第１条　この条例は，へき地教育振興法（昭和29年法律第143号。以下「法」という。）第５条の２及び第５条の３の規定に基づき，へき地学校及びこれに準ずる学校並びに特別の地域に所在する学校に勤務する教員及び職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第18条第１項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された教員及び職員を除く。以下「教職員」という。）に対して支給するへき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関し，必要な事項を定めるものとする。 第２条・第３条　（略） （へき地手当と地域手当との調整） 第４条　当該地域に所在する学校に勤務する教職員に対し地域手当（職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第９号）第11条の２の規定による地域手当をいう。以下同じ。）が支給される地域に所在する

	へき地学校に準ずる学校に勤務する教職員には，地域手当の額の限度において，へき地手当は支給しない。
第４条・第５条　（略）	第５条・第６条　（略）
（委任） 第６条　へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給の方法は，人事委員会規則で定める。	（委任） 第７条　へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給の方法は，人事委員会規則で定める。
付　則	付　則
１・２　（略）	１・２　（略）
（職員の給与に関する条例付則第16項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員に関する読替え） ３　職員の給与に関する条例付則第16項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員に対する第３条並びに茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例（令和８年茨城県条例第　号）による改正前の茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第４条及び第５条の規定の適用については，第３条第１項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から職員の給与に関する条例付則第16項第１号に定める額に相当する額に100分の12を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額」と，同条第	（職員の給与に関する条例付則第16項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員に関する読替え） ３　職員の給与に関する条例付則第16項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員に対する第３条から第５条までの規定の適用については，第３条第１項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から職員の給与に関する条例付則第16項第１号に定める額に相当する額に100分の12を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額」と，同条第

２項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から職員の給与に関する条例付則第16項第１号に定める額に相当する額に100分の４を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額」と，改正前の条例第４条中「地域手当の額」とあるのは「地域手当の額から同条例付則第16項第２号に定める額に相当する額を減じた額」と，改正前の条例第５条第２項中「給料及び扶養手当の月額の合計額に，異動等」とあるのは「異動等」と，「100分の４」とあるのは「給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の４を乗じて得た額から職員の給与に関する条例付則第16項第１号に定める額に相当する額に100分の４を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額と」と，「100分の２を乗じて得た」とあるのは「給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の２を乗じて得た額から同号に定める額に相当する額に100分の２を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた」とする。	２項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から職員の給与に関する条例付則第16項第１号に定める額に相当する額に100分の４を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額」と，　　第４条中「地域手当の額」とあるのは「地域手当の額から同条例付則第16項第２号に定める額に相当する額を減じた額」と，　　第５条第２項中「給料及び扶養手当の月額の合計額に，異動等」とあるのは「異動等」と，「100分の４」とあるのは「給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の４を乗じて得た額から職員の給与に関する条例付則第16項第１号に定める額に相当する額に100分の４を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額と」と，「100分の２を乗じて得た」とあるのは「給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の２を乗じて得た額から同号に定める額に相当する額に100分の２を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた」とする。
別表　（略）	別表　（略）

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第55号）新旧対照表

改正案	現行
（教職調整額を給料とみなして適用する条例等） 第４条　前条第１項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則の規定の適用については，同項の教職調整額は，給料とみなす。 (1)　（略） (2)　茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（昭和46年茨城県条例第２号） (3)～(6)　（略）	（教職調整額を給料とみなして適用する条例等） 第４条　前条第１項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則の規定の適用については，同項の教職調整額は，給料とみなす。 (1)　（略） (2)　茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（昭和46年茨城県条例第２号） (3)～(6)　（略）

９　茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例について

教育庁学校教育部高校教育課

条例の名称	茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例**【一部改正】**
１　制定（改正）の理由・根拠	茨城県高等学校等教育改革促進基金を設置するとともに、茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金を廃止するため、所要の改正をしようとするもの
２　制定（改正）の目的 ３　背景・必要性	(1) 茨城県高等学校等教育改革促進基金の新設 高校教育改革に関する国の基本方針（※）を踏まえ、本県の公立高等学校等における教育改革の推進のため、新たに基金を造成する。 (2) 茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金の廃止 基金全額の活用による設置目的の達成に伴い、基金を廃止する。
４　内　容	１　茨城県高等学校等教育改革促進基金の設置 (1) 設置目的 公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する費用を積み立てるため (2) 積立額 予算で定める額 ２　茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金の廃止
５　効果・影響	－
６　施行日	公布の日外
７　参考事項	（※）高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N-E.X.T（ネクスト）ハイスクール構想」～（令和８年２月 13 日文部科学省） ・専門高校の機能強化・高度化 ・普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化 ・地理的アクセス・多様な学びの確保

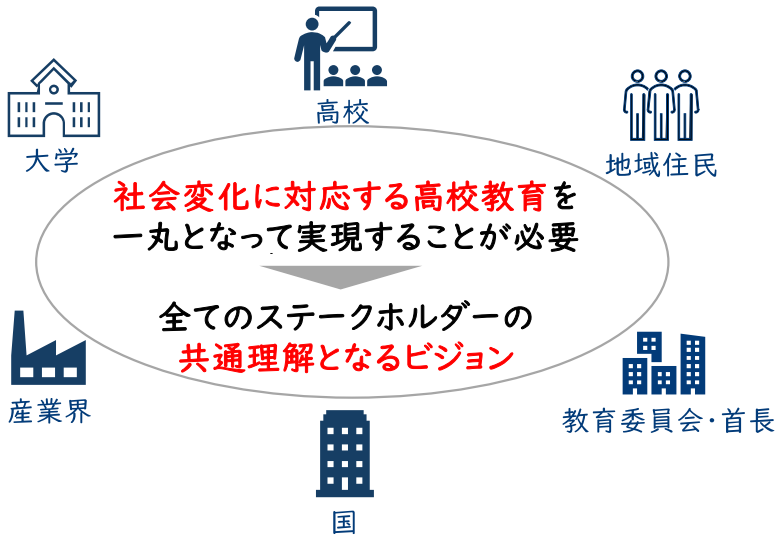
高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）【概要】
～2040年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」～

New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools

1. グランドデザインの背景・必要性

✓ AIの実装などデジタル技術の目まぐるしい発展
2040年には、少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化
→現在の人材供給トレンドが続けば、労働力需給ギャップが発生
（事務職は余剰、AI・ロボット関係、いわゆる理系人材は不足）

✓ 将来を正確に予測することは難しく、どのような未来が訪れるか分からない
→生徒それぞれの多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現を支え、生徒の可能性を広げ能力を伸ばす
→全ての高校生が家庭の経済状況等に左右されることなく、希望する大学等への進学や就職等をし、それが個人の幸福につながり、ひいては、我が国の経済・社会の基盤を強いものとしていくことにつながる



2. 高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～

視点1　不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長

学びの在り方の転換（New Transformation）

✓ リアルとデジタルの良さを組み合わせつつ、「好き」を育み、「得意」を伸ばす機会を確保し、生徒の実態を踏まえた柔軟な教育課程の実現
✓ スクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえた教育活動の改善、公表
✓ 高校教育と一貫した大学教育改革（主体的・自律的な学修のための環境構築、出口における質保証等）

視点2　我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成

最先端を学ぶ高校の特色化・魅力化（New Excellence）

✓ 探究・文理横断・実践的な学び、STEAM教育、産業界と協働した専門高校の学びの充実
➡ 理数・文系的素養やAIを使いこなす力を身に付け、社会で活躍するロールモデルを体感

✓ 各高校の特色化・魅力化
➡ 学科構成の見直し、専門高校の機能強化・高度化、グローバル人材の育成
➡「普通科」の在り方の転換、即戦力の人材と進学を見据えた高度専門職人材の育成

視点3　一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保

学ぶ機会・アクセスの確保（New Education）

✓ 全国どこにいても多様で質の高い学びを保障し、地方の生徒はもとより誰一人取り残されず、全ての生徒の可能性を最大限引き出す
（地理的アクセスの確保、都道府県の実情等に応じた学校配置・規模の適正化、小規模校を含む遠隔授業等の推進）
✓ 通信制高校の教育の質の確保・向上
✓ 不登校生徒への学習支援、特別支援教育や日本語指導が必要な生徒への教育の充実

3つの視点を重視しながら、更なる高校改革を進め、N-E.X.T.ハイスクール構想を実現する。
高校から大学・大学院に至るまでの一貫した改革により、強い経済や地域社会の基盤となる人材を育成する。

3. N-E.X.T.ハイスクール構想の中核となる高校支援

国の
高校教育改革に関するグランドデザイン策定

都道府県 実行計画策定

総合教育会議等を活用し、地域別就業構造の推計や人口の将来推計等を踏まえて検討。首長、関係部局、大学、地域の関係者や産業界との連携・協働を図る。

安定財源を確保した上で、
交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築

基金の執行状況等を踏まえ、R9年度予算の編成過程で検討。

※交付金等の構築に先立ち、高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、N-E.X.T.ハイスクール構想の実現のために、パイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する高校（改革先導拠点）を創設。

新しい学校のイメージや取組例

専門高校の機能強化・高度化（アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成等）

（学校のイメージ）
地域発のイノベーションを興すことのできる人材等の育成を目指し、理論と実践の往還によるカリキュラムの実施等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

（取組例）
- ✓ ビジネス経験の必修化
- ✓ ものづくりから流通まで一体的な学びの実践
- ✓ 「高校版企業寄附講座」等の実践やそれを前提とした進学・就職機会の確保

普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化（文理の双方の素養を有する人材の育成等）

（学校のイメージ）
文理にとらわれない幅広い教養等を備えた新しい価値を創造する人材等の育成を目指し、実社会につながる生きた授業の実践等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

（取組例）
- ✓ 実社会につながる生きた授業の実践
- ✓ 高度実験環境を核とする理数探究拠点整備
- ✓ 探究型授業研修の充実による教師のスキル向上、探究伴走支援専門チームの構築

地理的アクセス・多様な学びの確保

（学校のイメージ）
学校の枠を超えて多様な人々と協働し、社会の課題を主体的に探究・解決できる人材等の育成を目指し、柔軟で質の高い学びの実践等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

（取組例）
- ✓ 学校間連携や遠隔授業等を活用した教育機会の確保
- ✓ 学校と地域の関係機関の連携・協働の強化による学習環境の提供
- ✓ 他の学校種との連携の充実

これらの取組の一環として、留学支援を含むグローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについて取り組む。

2040年までに達成を目指す目標

【職業教育の高度化・魅力の強化関係】
・地域の産業界等と連携・協働した取組を行う専門高校：100%
・少子化傾向においても専門高校の生徒数を現在と同水準

【普通科の在り方の転換・魅力の強化関係】
・文理横断的な学びに取り組む普通科高校：100%
・普通科でいわゆる文系と理系の生徒の割合：同程度

【多様な学びの確保関係】
・学びの状況に関する生徒の肯定的な評価の向上
・高校卒業段階の進路未決定者の割合の半減

茨城県資金積立基金条例（昭和39年条例第７号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>別表
<table>
<tr><th>名称</th><th>目的及び積立ての額</th><th>処分</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>茨城県高等学校等教育改革促進基金</td><td>公立の高等学校等（高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における教育の改革を推進するための事業に要する経費に充てるため，知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。</td><td>公立の高等学校等における教育の改革を推進するための事業に要する経費に充てるとき。</td></tr>
</table></td><td>別表
<table>
<tr><th>名称</th><th>目的及び積立ての額</th><th>処分</th></tr>
<tr><td>茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金</td><td>放射線の利用に関する試験研究を行うために必要な施設等を整備するため，特別会計に関する法律施行令第51条第1項第11号の規定に基づき交付を受けた交付金のうち，知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。</td><td>放射線の利用に関する試験研究を行うために必要な施設等の整備に要する経費に充てるとき。</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

教育資料２

令和７年度県出資法人等経営評価結果について

経営評価結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（公財）茨城県教育財団（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・２

（公財）茨城県スポーツ協会（保健体育課）・・・・・・・・・・・・３

教　育　庁

○経営評価結果の概要

令和７年度の経営評価の結果は、次のとおりである。

評価区分	法人数（構成比）	内訳				令和６年度法人数との比較
		一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	
概ね良好	２５（78%）	４	１４	５	２	＋１
改善の余地あり	５（16%）	０	２	２	１	▲１
改善措置が必要	１（3%）	０	０	０	１	－
大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	１（3%）	０	０	１	０	－
合　計	３２	４	１６	８	４	－

（注）１　評価区分に変更があった法人　１法人
（株）茨城県中央食肉公社　「改善の余地あり」→「概ね良好」

（教育庁）　　令和7年度県出資法人等経営評価結果　　（令和6年度決算ベース）

番号	法人名 ＜評価区分＞ 所管課	決算状況等				総合的所見等 ※（ ）書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
1	(公財)茨城県教育財団	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	県派遣職員の削減は着実に進められているものの、依然として常勤職員６６人中４０人が県派遣職員であることから、事業の執行状況を見据えながら、引き続き計画的な削減に取り組まれたい。 県から指定管理者として指定されている生涯学習関連施設については、令和６年度から１施設減の３施設となったが、施設の利用者数は３０６千人と目標値を上回っている。指定管理者として、自己収益確保に繋がるよう事業の計画的・効率的な執行により一層取り組むとともに、多様化する県民ニーズを的確に捉え、利便性やサービスの向上を図り、利用者数の増加に努められたい。 埋蔵文化財発掘調査事業については、人件費などの管理費を注視しながら、法人としての役割を果たし、設立目的に沿った効率的な事業展開を図られたい。 （県所管課は、法人に対する県の人的関与について、指定管理施設における法人の役割等を踏まえながら、引き続き見直しを図られたい。）	県派遣職員の削減については、中長期的な業務量を精査し、経営の質に影響を及ぼさない人員配置ができるよう、引き続きプロパー職員の採用と一体的に進めていく。 また、生涯学習関連施設においては、社会が抱える現代的課題に関心を持ち、主体的に活動しうる人材・団体等のさらなる育成を図るため、自己収益確保の観点も踏まえて、事業の計画的・効率的な執行、広報活動の強化等により、利便性・サービス向上を図り、利用者数の増加に努めるよう指導していく。 埋蔵文化財発掘調査事業については、国や県の開発事業スケジュールに支障をきたすことのないよう、適正な人員体制により効率的な調査を実施するとともに、埋蔵文化財に対する県民の理解啓発に努めるよう指導していく。
			10,000千円	10,000千円	100.0%		
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高		
			13,375千円	2,713千円	413,961千円		
	＜改善の余地あり＞	資産	資産	負債	正味財産		
	教育庁総務課		565,609千円	151,648千円	413,961千円		

（教育庁）　　令和7年度県出資法人等経営評価結果　　（令和6年度決算ベース）

番号	法人名 ＜評価区分＞ 所管課	決算状況等				総合的所見等 ※（ ）書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
2	(公財)茨城県スポーツ協会 ＜概ね良好＞ 保健体育課	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	令和６年度の指定管理施設の利用者数は、笠松運動公園は４６３千人（前期比５千人増）と増加したが、堀原運動公園は、各都県輪番開催である関東大会等がなかったことから、１９５千人（同２５千人減）と減少した。 引き続き、指定管理者として、県民のニーズを的確に捉え、法人が持つ専門技術・知見を活かした施設の更なる利用促進に努めるとともに、事業費や管理費の効率的な執行などによる一層の経費削減と合わせ、自主事業の実施等による自己収益の確保に取り組み、経営の安定を図りながら、本県のスポーツの振興や環境整備を推進されたい。 また、県民のスポーツへの関心を本県スポーツのより一層の発展につなげるため、引き続き、県及び関係機関等と連携を図り、更なる競技力向上に取り組まれたい。 （県所管課は、法人に対する県の人的関与について、必要性を十分に精査し、計画的な見直しを図られたい。）	本県のスポーツ振興を推進していくため、県民のニーズに応じた事業運営や環境整備により、堀原、笠松両運動公園の利用促進に努めるとともに、効率的な事業執行や自主財源の確保に引き続き取り組むよう、法人を指導していく。 また、国内外で活躍するトップアスリートを輩出するため、「世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業」において、ジュニアアスリートの発掘・育成、指導者の確保、トップアスリート育成について、関係団体等と連携して、競技力向上を推進するよう指導していく。 法人に対する県の人的関与については、引き続き見直しを検討していく。
			69,282千円	35,234千円	50.9%		
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高		
			5,428千円	10,544千円	222,451千円		
		資産	資産	負債	正味財産		
			362,743千円	140,292千円	222,451千円		